

# JAPANTEX2016 出展規約

## 1 出展申込み

出展希望者は、本出展規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込み方法に従って必要書類を平成28年6月24日(金)までに一般社団法人日本インテリアファブリックス協会(以下、主催者といいます)あてに郵送にて提出してください。

## 2 出展料の支払い

出展者は請求書に記載の指定日までに、出展料の支払いを完了するものとします。指定された期日(平成28年7月29日(金))までに、出展料の入金が確認されない場合は、出展申込みの受付は完了となりません。

## 3 出展者による出展の取消

- ①出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約(申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。
- ②前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

| 期 限                        | キャンセル料        |
|----------------------------|---------------|
| 出展申込期限(早期、通常)の翌日から下記該当日前日  | 税抜出展ブース料の50%  |
| 出展者説明会開催日(出展ブースレイアウト決定日以降) | 税抜出展ブース料の100% |

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展ブース料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展ブース料の額とします。

## 4 小間の転貸などの禁止

出展者は、契約した小間を主催者の書面による承諾無しに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

## 5 小間位置の決定

小間の位置は、JAPANTEX実行委員会が決定します。一度決定した小間位置に対するクレームや変更の希望等を主催者は一切受け付けません。小間割り発表後も主催者の判断により、小間割りを変更することがあります。なお、小間位置を不服として出展の取消を申し出た場合も、規定の取消料を申し受けます。また、その際出展者は小間位置の変更に対する損害賠償の請求はできません。

## 6 小間の使用方法

- ①展示・PR活動はすべて小間の中で行われるものとします。小間以外のスペースを使用しての展示・PR活動はできません。また、出展者は、展示・PR活動のために小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- ②出展者は小間の施工に関しては、後日主催者から「出展者マニュアル」により通知される規定を守ることとし、他の小間を妨害するかたちで自社の小間を施工しないことに同意するものとします。周辺の小間から苦情が出た場合、主催者は施工の変更が必要かどうか判断します。出展者はその判断に同意し、必要な場合は装飾の変更を行ってください。
- ③主催者は、騒音・操作方法・材料またはその他の理由から問題があると思われる展示物を制限し、また、主催者の立場からみて、展示会の目的に適合しない展示物を禁止または撤去する権限を有するものとします。

## 7 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、出展物の管理責任は出展者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負わないものとします。

## 8 申込みの解除

主催者は申込みが完了した後も出展者に次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には出展申込みを解除することがあります。

- ①規約6項の小間の使用方法等に関する規定に違反し、かつ、その是正についての主催者の指示に従わない場合。
- ②展示会の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合。

## 9 損害賠償

出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会に建造物の損壊、人身に対する損害について、一切の損害を賠償するものとします。

## 10 展示会の開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、展示会開催を延期または中止することがあります。中止の場合は、出展料から必要経費を差し引いた残金を返却します。これ以外出展者側の発生した経費については補償いたしません。

## 11 規約の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規定を本規約の一部とし、これを守守することに同意するものとします。さらに、出展者は主催者が定める全ての規約・規定等を本展示会の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

## 12 意匠権保護

違法にコピーした製品・デザイン・テキスタイルパターン等の出展はできません。

## 13 新規性(発明)の保護

JAPANTEX2016における出品物の発明について(内外国特許公報などに掲載されたことにより公となったものを除く)は、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます(特許法)。またJAPANTEX2016への出品等は、出願時の特例の主張ができます(商標法)。

## 14 準拠法

本規約の準拠法は、日本法とします。

## 15 合意管轄裁判所

本出展に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。